

令和2年（ネ）第109号マイナンバー離脱等請求控訴事件

控訴人 坊真彦 外

被控訴人 国

控訴審第6準備書面

2021年12月3日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正



1 全国多くの自治体でスマートフォンから行政手続が行えるようオンライン化を進めているが、一部の自治体が本人確認のために導入したアプリにマイナンバー法違反の実態があることが、今年9月に発覚した。（甲73号証）

石川県では2020年8月から加賀市がこのアプリを利用していたが、上記発覚後は利用が停止されている。（甲74号証）

2 このアプリは東京都千代田区のxID社が開発した「xID」で、xID社サイトの説明によると、xIDとは利用者からスマホアプリxIDにマイナンバー（個人番号）を入力させ、同アプリで当該マイナンバーからデジタルIDであるxIDを生成し、その後このアプリに対応した自治体のオンライン手続きをスマートで利用すると、アプリと自治体側がデータをやりとりし、本人確認が実施されるとするものである。（甲75号証）

xID社はxIDの趣旨・目的を「民間事業者や行政における個人データの管理は、各事業者や自治体ごとに個別に個人データ管理するよりも、あらゆるサービスを利用する個人がどのサービスにおいても同一の人物であると特定できる同一性・一意性が担保できるデジタルIDであるxIDを用いた個人データ管理をするほうが、個人データの活用が実現できて、利便性が高くなる」と説明してい

る。（甲76号証22頁）

すなわち、xIDとは「さまざまな行政機関・自治体やさまざまな民間企業が
ばらばらに保有する国民の個人データを、国・大企業が一元管理・集中管理して、
国・大企業が自由な用途に利用できる「民間版マイナンバー」」と言える。

3 しかしマイナンバー法2条8項では、個人番号（マイナンバー）には「個人番
号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつ
て、住民票コード以外のものを含む」とされており、マイナンバー法を所管する
個人情報保護委員会のマイナンバー法のガイドライン（事業者編）Q&A9-2
も、「個人番号は、仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたもの
についても個人番号を一定の法則に従って変換したものであることから、番号
法第2条第8項に規定する個人番号に該当します。」としている。（甲77号証）

xID社は、xIDというデジタルIDの生成について、共通ポイント運営会
社のように自社独自の会員番号・ユーザー番号をIDとして作成するのではなく、
ユーザー本人にマイナンバーをアプリに入力させ、当該マイナンバーをアプリの
アルゴリズムで変換してxIDというユーザーIDを生成しているのであるから、
仮に暗号化等により秘匿化されていても、その秘匿化されたものについても個人
番号を一定の法則に従って変換したものであることから、番号法第2条第8項に
規定する個人番号に該当するものである。

4 又、マイナンバー法9条1項では、個人番号を利用できる者を、別表第一に掲
げる行政機関、地方公共団体、その他の行政事項を処理する者に限定し、更に9
条2項ではマイナンバーの利用目的を税関係・社会保障関係・災害時の対応の3
つに限定している。

しかし、xIDの目的である「官民のあらゆる場面で自由に利用できる、国民
一人一つの共通ID」としてのxID（＝マイナンバー）の利用目的やそれを運
用・利用する事業者や機関（xID社や加賀市などの自治体など）については、
法9条と別表一は利用目的や利用機関・事業者としては認められていない。

従って、マイナンバー法9条および「別表第一（法9条関係）」にマイナンバーの取扱が許された事業者・機関として法定されていないxID社が、マイナンバー法9条および別表が法定する利用目的以外の目的でマイナンバーを収集・利用などすることは、マイナンバー法違反となる。

5 また法19条によると本人や行政機関、事業者なども、マイナンバー法が法定する事業者や国・自治体の機関以外に、マイナンバー法の規定する利用目的以外のためにマイナンバーを提供することは禁止されているので、これにも違反している。

6 したがって、xID社のxIDは、マイナンバー法2条8項の個人番号に該当し、自治体や官庁などの行政機関、民間企業などがxIDを電子申請システムなどに利用することはマイナンバー法9条・19条違反となる。

7 ところが、xIDは昨年4月にアプリの提供を開始し、同社のサイトによると、2020年7月より導入が開始されたxIDを利用した電子申請サービス「L o G o フォーム電子申請」が、石川県加賀市、兵庫県三田市など25自治体で利用されている。（甲78）電子申請サービス「L o G o フォーム電子申請」とは、自治体職員が担当部署や上司などに各種の申請を行うための電子申請サービスである。

昨年8月に導入した石川県加賀市は、人間ドックの費用助成や3人目の子どもの出産祝い金の申請、運動施設の予約など139申請（令和3年4月1日現在）をアプリ対応としていたのである。（甲79、80）

8 そもそも、マイナンバー法は、マイナンバー（個人番号）がもたらす国民の個人の尊重や基本的人権を侵害しかねない重大リスクを防止するために、マイナンバー（個人番号）と同じように利用できる唯一無二性の「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号」（法2条8項かつこ書き）をも、事業者や行政機関などが勝手に作成して利用・提供などすることを法律で禁止しているのである。

又、国民のマイナンバーを含む個人情報の漏洩の危険の防止、国民のプライバシー権侵害の防止、マイナンバーによる行政機関等による国民の個人情報の一元管理など監視社会・監視国家の危険の防止や、民間企業や行政機関などによる脱法的なマイナンバーの収集・利用等の防止するために、マイナンバーの利用目的を限定しているのである。

9 しかるに、石川県加賀市をはじめ多くの地方自治体は、民間企業以上に高度な法令遵守・コンプライアンスが要求される機関であるが、石川県加賀市、兵庫県三田市などはマイナンバー法や個人情報保護法制などを理解せず、「L o G o フォーム電子申請」や x I D の危険性を十分検討せず、違法にマイナンバーを利用していることから、国民のプライバシー侵害、監視国家への危惧、漏洩や悪用の危険は増大しているのである。

又、この事例に対し、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、どのように対応して、どのような権限行使をしたのかも明らかとなっていない。本来であれば、委員会は、このような重大事故については、公表して国民に注意喚起等をすべきであるところ、委員会がそのような対応をしたこともない。したがって、やはり委員会は機能不全に陥っているのである。

10 この事例を見ても、原判決の「法制度上、システム技術上の不備があるとは認められない」との判断が破綻していることは明らかであって、原判決の取消しは免れない。